

広島文教大学障害学生支援委員会規程

(設 置)

第1条 この規程は、広島文教大学学生サポートセンター規程第3条第2項の規定に基づき、障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、障害学生の修学環境の整備に努めるとともに、本学の受験を志願してきた障害のある者に対し、可能な範囲で受験に必要な一連の過程を支援し、入学後の修学を支援することを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において障害学生とは、身体等に障害があり、本人が受験及び修学に当たって、支援を受けることを希望し申し出た者で、かつ、その必要性を本学が認めた者をいう。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学科（以下「関係学科」という。）が主たる責任を持つものとする。

- 2 委員会は、本人からの申し出により、関係学科と連携し、学生が履修する授業担当教員の協力を得て支援に当たる。
- 3 支援の内容及び方法等は、本人、関係学科及び授業担当教員等が協議して決める。

(業 務)

第5条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 障害学生が修学しやすい施設、設備、教育活動等の整備の推進
- (2) 障害学生支援に必要な人材の確保、養成、派遣
- (3) 障害学生の支援に関する学内部署間の調整
- (4) 障害学生に関する情報の収集と発信
- (5) その他、障害学生の支援に関して必要な事項

(組 織)

第6条 委員会は、学長が必要と認めた者若干名で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が任期途中で辞任又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、学長が任命する。

第7条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が任命する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

(会 議)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学園統括部学生サポート課において処理する。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学運営協議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。